「いいのすけ」の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「いいのすけ」の使用に関し、必要な手続を定めるものとする。 (使用承認)

- 第2条 「いいのすけ」を使用しようとする者は、あらかじめ「いいのすけ」使用申請書(別記様式)に関係書類を添えて市長に申請を行い、その承認を受けなければならない。ただし、報道機関が報道の目的で使用する場合その他の市長が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、使用承認を受けた事項を変更する場合についても、同様とする。
- 3 市長は、前2項の規定により「いいのすけ」の使用を承認する場合においては、条件を付す ることができる。
- 4 市長は、「いいのすけ」を使用しようとする者が第1項および第2項の規定による申請に要した費用について、一切の責任を負わないものとする。

(使用承認の期間)

- 第3条 「いいのすけ」の使用承認の期間は、前条第1項または第2項の規定により承認を受けた日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、使用期間が限定されているときは、 当該承認の期間を短縮することができる。
- 2 前項の期間満了後において、引き続き「いいのすけ」を使用しようとするときは、改めて申請を行い、使用の承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、前条第1項または第2項の規定により承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該承認を受けた事項を変更しない限り、第1項の期間満了後においても、 在庫整理の期間として引き続き「いいのすけ」を使用することができるものとする。

(使用承認の制限)

- 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、「いいのすけ」の使用を承認しないも のとする。
 - (1) 彦根市の信用または品位を害するおそれがある場合
 - (2) 法令または公序良俗に反するおそれがある場合
 - (3) 宗教的行事、宗教的活動、政治活動等に使用する場合
 - (4) 「いいのすけ」のイメージを損なうおそれがある場合
 - (5) 「いいのすけ」のデザインを改変して使用する場合
 - (6) その他「いいのすけ」の使用が適当でないと認める場合

(使用承認の取消し)

- 第5条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消すことが できる。
 - (1) 使用者がこの要綱に違反したとき。
 - (2) 使用者が第2条第3項の使用承認の条件に違反したとき。
 - (3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (4) その他市長が使用が適当でないと認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用料)

第7条 「いいのすけ」の使用は、無償とする。

(目的外使用および権利譲渡の禁止)

第8条 使用者は、第2条の規定により使用承認を受けた事項以外の目的に「いいのすけ」を使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年8月9日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。